

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和3年度

社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団
まめの木保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

福祉サービス第三者評価結果の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	まめの木保育園
種別:	認可保育所
代表者氏名:	大友 則子
定員(利用人数):	120名(122名)
所在地:	〒211-0063 川崎市中原区小杉町3-1501 セントア武蔵小杉A棟 3
TEL/FAX:	TEL: 044-281-0565 / FAX: 044-281-3546
ホームページ:	http://kfj.or.jp/children/#facilityInfo
開設年月日:	2015年4月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団

職員数	常勤/非常勤	常勤:25名	非常勤:16名
	専門職員(名称)	保育士:21名	管理栄養士:1名
		看護師:1名	事務員:1名
		(調理業務委託業者 栄養士:1名)	

施設状況

保育室:7室・トイレ:3室・地域交流室:1室・相談室:1室
調理室:1室・事務室:1室・ランチルーム:1室
園庭:有(783.22㎡)

③理念・基本方針

【 法人基本理念 】

- ①充実した質の高いサービスの提供
- ②地域に根ざした施設運営
- ③人材の確保・定着・育成
- ④法人の経営基盤の整備

【 保育理念 】

- ①子どもの人権の尊重及び子どもの権利保障
- ②子どもの健全な発達保障
- ③地域における子育て支援の社会的役割の実施

【 保育の基本方針 】

- ①「川崎市子どもの権利条例」による子どもの権利を守る保育園
- ②養護と教育が一体になった保育を目指し健康で心豊かに生活できる保育園
- ③保護者の育児と就労の両立を支援し安心して預けられる保育園
- ④保育の専門性を生かして地域における子育て支援の拠点となる保育園

【 保育目標 】

- ☆心も身体も健康な子ども
- ☆友だちと一緒に楽しく遊べる子ども
- ☆自分の思いや考えを豊かに表現できる子ども
- ☆楽しく食べる子ども

⑥総評

◇特に評価の高い点

1)保育目標の実現に向けてプロジェクトで取り組んでいます

子どもを受容した保育を実践するため、園の保育目標の「心も身体も健康な子ども」「自分の思いや考えを豊かに表現できる子ども」に着目し、「さらに育んでいきたい保育 まめの木プロジェクト」として取り組んでいます。今月大切にしたこと、取組による子どもの姿、来月に向けて、を確認しながら進めています。同様の目的で「わらべうた」「造形」から子どもの豊かな表現につながるよう、園内研修に取り組んでいます。「わらべうた」では子どもと職員の関わりから、子ども同士の関わりへと遊び方の変化が見られるようになっていきます。「造形」では、制作に必要な道具や素材を入れたワゴンを保育室に用意し、子どもがイメージする物が作り出せるようにしたり、工作コーナーを作ったりと工夫をしています。

2)「食」を通した子どもの育ちに取り組んでいます

法人共通の保育目標「楽しく食べる子ども～感謝する心を育てる」を食育計画に展開しています。0歳児は手づかみで食べることから、子どもの発達に合わせた援助をしています。食育活動として、さつまいも、じゃがいも、大根などを栽培し、米作りでは、収穫後脱穀しておにぎりを作りました。4歳児クラスは、春雨の調理前と後の形の変化を観察しました。5歳児クラスは、給食献立の世界の料理を地図を見ながら確認し、その国の文化に興味を持てるようにしています。給食の献立は和洋中のバランス、季節の旬の食材を用い、年中行事食、郷土料理、世界の料理などを取り入れ、出汁は昆布やカツオなどから引いており、丁寧な食事作りからも子どもの育ちを支えています。

3)充実した環境を活かして保育を行っています

園は交通の利便性の良い保育園で、保育に適した環境となっています。子どもたちは、日当たりの良い、人工芝が敷き詰められた広い園庭を走り回ったり、集団活動を楽しんだり、個々に関心のある遊びに熱中しています。日々園庭での自主性に任せた活動を保育士は見守り、子どもたち一人ひとりの発育状況を全職員で共有する、子ども中心の保育環境になっています。

◇改善を求められる点

1)園の将来の姿を見据えた人材の確保・育成

園長はコロナ対策等に時間をとられ、園内のコミュニケーションが不足していると感じています。話し合う時間を確保して、職員の意見・要望を聞き取り、将来の職員体制構築に向けた、職員一人ひとりの育成・資格取得などの支援内容の検討が期待されます。また、職員紹介制度等を活用した人材確保の取組強化も期待されます。

2)第三者委員の連絡先の公開が期待されます

園では保護者に配付している「苦情申出窓口の設置について」で園での苦情受付体制、第三者委員の設置があることを明記し、入園時に相談や意見を述べる際に、選択できる環境があることを保護者に説明し、園内掲示もしています。苦情申出窓口が設置されていますが、第三者委員への直接の連絡先が保護者に公開されていません。重要事項説明書への記載や園内での掲示等、連絡先の公開が期待されます。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

* 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。

* 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
---	-----------------------------------	----------

【判断基準】

a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。

b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。

c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されるとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

法人の基本理念や保育理念、保育の基本方針、保育目標にもとづいて、全体的な計画を作成し保育を行っています。本年度、園は保育目標の内、特に「心も身体も健康な子ども」、「自分の思いや考えを豊かに表現できる子ども」を重点目標として取り組んでいます。理念や基本方針は法人主催の経験年数に応じた各種の研修会で職員に周知し、保護者などへは法人のホームページやパンフレットのほか、保育内容説明会の冊子に記載し説明しています。今年はコロナ禍の為、リモート説明会としています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
---	---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していき、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>
 法人の理念実現に向けて中期計画が策定され、園の事業計画のベースになっています。法人の中期計画については、年度の取組状況と次年度の取組予定を全職員に周知して、職員から意見を聞き取り、法人に伝えています。中期計画はその内容に、数値目標や具体的な成果等の設定がないため、実施状況の評価等が行い難い計画書となっています。

第三者評価結果

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>
 園の単年度計画は法人の中期計画を反映して策定されています。今年度は7つの重点目標を掲げています。「①保育内容の向上と職員の資質向上について②新たな生活様式に配慮した保育の実践について③食育活動の充実について④地域貢献の充実について⑤健康管理・安全管理について⑥安全・防災教育、感染症対策について⑦ICT化事業の推進について」の7項目です。計画には数値目標や具体的な成果等の目標の設定がありません。数値目標を設定し、実施状況の評価が明確に行える計画の策定が期待されます。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
---	--	----------

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 - b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 - c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

年間指導計画にもとづいた月案、週案を月・週ごとに振り返り、見直しを行い、PDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に取り組んでいます。今年度は、保育目標4つのうちの2つ、「①心も体も健康な子ども ②自分の思いや考えを豊かに表現できる子ども」を重点目標として取り組んでいます。毎月の会議で各年齢クラスで「大切にしてきたこと、取り組みによる子どもの姿」を振り返り、次月へつなげています。会議は午睡中に実施していますが、時間が十分とれず、職員との話し込みが不足していることを課題としています。

第三者評価結果

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
---	--	----------

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
 - b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
 - c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

週案・月案などは都度、また年間計画は3ヶ月ごとに振り返り、反省事項を文章化しています。質の向上に向けた乳幼会議には園長も参加し、議事録は担当職員に配布され、職員全体には議事録の閲覧で内容を共有しています。職員一人ひとりの業務目標の自己評価の結果から、園の課題を明確にして、職員は会議で共有しています。課題への取組は担当者を決めて計画的に行っていますが、話し合いの時間が短く、担当職員と話し込むようにしています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	b
----	--	----------

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は保育の質の向上に意欲を持ち、各年齢のクラスに入り、園児の様子や保育士の対応や働きかけなどを実際に見たり、副園長から状況を聞いています。また、指導計画や日誌等でクラス運営の状況や課題を把握しています。園内研修では職員を、①わらべ歌グループと ②造形・表現遊びグループの2つのグループに分け、指導に取り組んでいます。年度末の法人内保育園合同研修報告会で園内研修の報告発表を予定しています。園長は組織としての取組に指導力を発揮していますが、職員の人員体制に余裕がなく課題があるとしています。

第三者評価結果

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
----	--	----------

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、職員の増員、ICT導入による業務効率化などに取り組んでいます。職員の意見・要望を受け止めて、働きやすい職場環境作りに取り組む意欲を持っていますが、職員との話し合いが不足していると感じています。経営状況については職員会議で伝えていますが、周知の方法や職員全体での検討のあり方等について、今後指導力を高めて行きたいと考えています。昼礼の実施等コミュニケーション強化が期待されます。

<コメント>
 法人では、「育成・活用システム」「評価システム」「処遇システム」の3つを一体的に運営する人事管理トータルシステムを導入しています。職員は年2回園長・副園長と面談し、専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等が評価されています。人事基準は公表されていますが、キャリアアップ研修の受講基準やリーダー・主任等の昇進・昇格等に関する基準、手当などは十分周知されていません。保育士処遇改善加算制度の活用などの検討も期待されます。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
--	----------

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
 - b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
 - c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
 - イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
 - ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
 - エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
 - オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
 - カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
 - キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
 - ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>
 園長・副園長は、職員の有給休暇取得状況や時間外勤務の実態を確認しています。職員に声かけし、有給休暇やリフレッシュ休暇取得を促進しています。時間単位の有給休暇制度を導入しましたが、前日までの申請が必要で、保育園児や小学生を持つ職員の利用実態と乖離があり、課題としています。年2回、職員との面談があり、体調面の聞き取りをしています。2年に1回、産業医による施設巡視を実施、また、毎年法人の産業保健師による施設巡視を実施し、職場環境改善への助言や職員のメンタルヘルスクエアを行っています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
---	----------

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
 - ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 - イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
 - ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 - エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 - オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

園では昨年度より新任職員に対するOJT担当職員を決め、年間を通して計画的に職場教育を実施しています。これまで外部研修として階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等を実施して来ましたが、職員個々の研修履歴の管理が十分ではなく、個人別年間研修計画がありません。また、職員の計画的な資格取得への取組が組織として希薄です。外部研修は、キャリアアップ研修受講を中心に推進しています。コロナ禍で市のリモート研修が増加し、多くの職員が研修受講できる機会を持てる状況になっています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
 - ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 - ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 - エ 指導者に対する研修を実施している。
 - オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

新型コロナウイルス感染予防時期の実習生受け入れに関しては、法人6保育園で連携しながら実施の有無について検討を行っています。基本的な対応としては、事前の学生面談で、どのクラスの実習を経験してきたかを確認し、実習生の希望も踏まえ、実習クラスや内容などを決めています。2月に1名予定があり、副園長が担当します。今後、研修プログラムを整備すると共に、対応未経験の中堅の職員を研修・指導し、指導者として育成を図る予定です。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 - b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ウ 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

新型コロナ感染予防により、感染の状況を見ながら地域との交流を行っています。コロナ以前は、体操講師を招き、地域の親子とともに運動遊びを楽しむイベントや、観劇会への親子招待などの交流を図って来ました。イベントは、入居しているマンションと、隣接する保育園の園児へも案内をしています。今年度はしばらく休止していた園庭開放も予約制にして再開しました。今後は子どもの社会体験や地域の中での子育ての視点から、子どもが地域活動に参加するようにしていくことが期待されます。

第三者評価結果

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
 - b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
 - c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
 - ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
 - エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
 - オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

ボランティア受け入れの体制を整えています。現在コロナ禍で外部からの来訪者は基本的に受け入れていませんが、今後は情報収集を積極的に行い、ボランティア受け入れを進めたいと考えています。地域の学校教育などへ協力・連携しています。近隣の小学校からの職場見学の依頼に応え、30分程度の見学会を実施しています。中学校からの職場体験の依頼では、幼児と中学生の体験交流を実施、中学生が保育士の仕事の一端を体験しています。

<コメント>
 中原区内園長会(リモートで開催)等で、地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するように努めています。会には区内の民生委員、主任児童委員も参加しています。事業計画の重点目標に「地域貢献の充実」を掲げ、また園内には地域交流室も設置しています。駅から5分の立地で、近隣は子育て家庭が多い地域のため、育児相談などのニーズが高いと予測されています。今後、民生委員、主任児童委員との連携強化や、地域に対する定例的な育児相談会などの実施が期待されます。

第三者評価結果

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
----	--	----------

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
 - b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
 - c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 - イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
 - ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
 - エ 保育所(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
 - オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>
 地域の子育て家庭に向けては、保育士・看護師・栄養士の専門性を生かし、地域交流室を活用して講座等を行って来ました(令和2・3年度は感染症対策のため実施していません。)。園庭開放については、今年度は感染症の状況をみながら予約制にして、年度途中から開催しています。地域の防災訓練などへの参加はできていませんが、マンションの防災センターとは連携を取っています。災害用備蓄品は保管場所を分散して管理しています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
--	---

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
 - ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 - イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 - ウ 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。
 - エ 見学等の希望に対応している。
 - オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>
 保育所を選択するために必要な、理念・方針、保育内容などの情報は主にホームページで積極的に提供しています。園のパンフレットは現在見学者向けに使用しているので、公共施設などでの常置はしていません。今年度、コロナ禍で園内に入っのの見学は見合わせ、電話での問い合わせや質問に答える形で実施しています。ホームページ内には入園のご案内・パンフレットのほか、園内の様子が分かるよう、園内各所の写真をアップしています。今後も利用希望者が保育所を選択するために必要な情報提供を進めることが望まれます。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	b
---	---

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
 - ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
 - イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
 - ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
 - エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
 - オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>
 今年度の入園に際してはコロナ禍のため、入園前の説明は対面を避け、感染予防に留意した保育園の利用について、ICT化の導入についてなどさらに詳しい内容を追加した「入園のしおり」と「重要事項説明書」等必要書類を郵送し、不明な点は電話で対応しています。その後の入園前個人面談では入園準備物の実物を用意して確認しています。個別面談で家庭状況の聞き取りや、子どもの相談など丁寧な対応をしています。特に配慮が必要な保護者への具体的な説明方法を含め、入園前に面談を行うことによって、職員間での情報共有もでき、保護者への適正な説明は行えています。今後は適正な説明についてルール化することが望まれます。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
 - ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情受付担当者は副園長、苦情解決責任者は園長、第三者委員3名の氏名を「苦情申出窓口の設置について」の書式に明記し、保護者に配付と園内掲示をしています。玄関に「意見箱」を設置し、いつでも利用できるようにしています。苦情を受けた場合は「苦情解決要綱」にもとづき職員会議で経緯等を共有したり、法人の苦情受付担当者が解決に向けて調整を図る仕組みがあります。法人に直接届いた意見については、園長からの説明文や懇談会の実施で理解を得られるように対応しています。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
 - ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

保護者に配付している「苦情申出窓口の設置について」で園での苦情受付体制、第三者委員の設置があることを明記し、入園時に相談や意見を述べる際に、選択できる環境があることを保護者に説明し、園内掲示もしています。しかし、第三者委員3名の連絡先の明記がなく、法人の苦情受付担当に連絡を入れる仕組みになっており、保護者が相手を自由に選択できる環境については不十分な体制です。

<コメント>
 リスクマネジメントに関する責任者は園長です。「事故防止・対応マニュアル」「安全対策マニュアル」などがあり、適切に対応できるようになっています。毎月チェックリストを用い施設内の安全チェックをしているほか、危機管理訓練を実施し、園長を含めて振り返りを行うことで、園の事故対応のスキルの向上に努めています。ケガや事故があった場合は速やかに職員に周知し、再発防止策を検討し、事故報告書を作成しています。ヒヤリハットについても報告を出すことを習慣化し、再発防止について話し合っています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
---	----------

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>
 感染症予防に関しては看護師が中心となり、毎日の手洗い、うがい、換気、消毒などへの指導を徹底しています。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みに力を注ぎ、最善策を探っています。感染症について保護者への説明は、マニュアルにもとづき、入園時に感染症罹患時の登園禁止期間や登園時の医師による「意見書」や、保護者記入の「登園届」の提出が必要なことを説明しています。感染症が発生した場合は、感染症名のみ玄関掲示をして情報提供しています。マニュアルについては現在、定期的ではなく、その必要がある時に見直すことになっています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
---	----------

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
 - ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
 - ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 - エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

保育内容の見直しについてはPDCAサイクル(計画の作成→実施→評価→見直し)で検討をしています。保護者には、個別指導計画の作成や見直しにおいて、園での工夫点を交えながら子どもの状況を説明し、同意を得ています。また、意見箱、懇談会、個別面談、アンケートなどから寄せられた意向や意見を計画に反映するようにしています。各種マニュアルについて、今後必要のあるものを作成したり、定期的な見直しをして業務の標準化に活かすことが期待されます。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
 - ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 - イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 - ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 - エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 - オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 - カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 - キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 - ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>
 子どもの年齢に応じた期間で個別の経過記録を作成しています。0～2歳児クラスは個別の指導計画があり、日誌・個別連絡帳・月間カリキュラム等で子どもの姿や職員の援助内容が確認できます。保育要録の書き方の研修を受講し、学んでいます。必要な情報が全職員に的確に届くよう、会議で周知・共有しています。ミーティングノートは全職員が確認し、チェックすることをルール化しています。また、保育事務システムを導入し、必要な職員はパソコンやタブレットでも情報を共有しています。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>
 子どもの記録等個人情報に関するものは全て相談室の鍵のかかる書庫で保管管理をしています。保存や廃棄については法人の規定に従い、書類ごとの期間で適正に扱っています。情報開示についても法人の情報公開の手続きを踏んで情報提供をしています。児童票の記入の書式を新しくするにあたり、職員会議の中で個人情報を含む記入時の留意点等の確認をしています。保護者には個人情報の取り扱いについて入園時に説明し、署名・捺印を得ています。

- ☑ ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- ☑ イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ☑ ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- ☑ エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- ☑ オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- ☑ カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

日々の清掃、温湿度管理、採光、トイレや手洗い場の使いやすさ(トイレはすべて温便座、24時間換気、手洗い場の床はタイル状で濡れても滑りにくい)、全保育室の床暖房、園内消毒1日数回など、環境の整備をしています。職員の声(大きさ、トーンなど)も大切な環境と考えているほか、建物の構造上、音が響きやすいこともあり、音楽や楽器の音なども意識をしています。年齢、季節、子どもの様子などを見て、家具の配置や環境の見直しをしています。くつろいだり、落ち着ける場所や子どもの動線や安全に配慮してコーナーを作っているほか、食事、遊び、睡眠のスペース分けをしています。ランチルームがあり、4、5歳児クラスが食事を摂っています。廊下のちょっとしたスペースにベンチを置き、くつろげるようにしています。しかし、保育室照明の明るさの調整ができないため、天候や夕方以降などで暗く感じることもあることが課題となっています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ☑ ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- ☑ イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ☑ ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- ☑ エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- ☑ オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- ☑ カ せかさ言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

職員は「川崎市子どもの権利に関する条例」の内容を確認しています。「子どもを尊重する保育」のために人権擁護のセルフチェックアンケートを年1回実施し、自らの保育を振り返っています。職員は子どもの気持ちや欲求を受け止めています。子どもの気持ちに寄り添い、共感したり、思いを代弁したりしています。幼児は、時にはお互いを認め合える思いやりや優しさを感じて表現できるよう援助し、子どもに分かりやすい言葉づかいで穏やかに話をしています。子どもを受容した保育のため、園目標の「心も身も健康な子ども」「自分の思いや考えを豊かに表現できる子ども」に着目し、さらに育んでいきたい保育「まめの木プロジェクト」として取り組んでいます。今月大切にしたこと、取組による子どもの姿、来月に向けてを確認しながら進めています。同様の目的で、「造形」「わらべうた」から子どもの豊かな表現につながるよう取り組んでいます。

- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子どもの自発性を発揮させるために職員が楽しく遊ぶ姿を見せるようにしています。天気の良い日は園庭を中心に戸外に出ています。巧技台なども使い、進んで身体を動かせるようにしています。外部講師による幼児の運動遊び、5歳児クラスの和太鼓指導があります。近隣の公園への散歩時も、植栽や草花などから季節を感じたり、どんぐりや枯れ葉、枝を集めて制作や遊びにつなげています。グループ活動や当番活動、行事に向けての取組などの中で、皆で協力しやり遂げていく経験を大切にしています。子どものけんかについては、年齢や状況に応じて、お互いの気持ちを言葉にして相手に伝わるように援助しています。園内研修では「わらべ歌」と「造形」をテーマに職員間で話し合っています。「わらべ歌」では子どもと職員の関わりから、子ども同士の関わりへと遊び方の変化が見られるようになってきました。「造形」では必要な道具や素材を入れたワゴンを用意し、子どもがイメージする物が作り出せるようにする工夫をしています。コロナ禍が続き、地域の人に接する機会、社会体験が得られる機会については課題が残ります。

第三者評価結果

A6

<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
---	-----------------

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
 - イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
 - ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
 - エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
 - オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
 - カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

衛生面に配慮しながら、手作り玩具やコーナー作りなど乳児の発達や興味関心に合わせた生活環境を整えています。子どもの表情や様子、発する声などを大切に、柔らかな表情で穏やかな言葉をかけながら応答的な関わりやスキンシップを十分にしています。丁寧な関わりから愛着関係をつくり、子どもが安心して過ごせるようにしています。月齢や一人ひとりの成長に合わせた玩具のほか、生活用具、絵本などが子どもの手の届く場所に置かれ、自分で手にすることができるようにしています。ハイハイ、伝い歩きができるようにもしています。木製のサークル、棚などで食事と睡眠の空間を分けられるようにしています。個別の連絡帳や、送迎時に子どもの様子を丁寧に伝えて保護者と信頼関係を築き、24時間の生活リズムを整えられるように連携しています。

<コメント>
 3歳児クラスは、子どもがダンゴムシに興味を持ったことから「プロジェクトD」と名付け飼育をしたり、運動会はダンゴムシ体操をしたり、お楽しみ会では登場人物に取り入れたり、子どもの興味関心を保育活動に取り入れています。4歳児クラスは仲間の中の一人として自覚を持ち、自主性や自立性を育むよう援助をしています。個々の主張を丁寧に受け止め、やりとりの中でうまくいかないところは仲立ちをしながら、思いがうまく伝わらなかったり、思いの伝え方を経験する積み重ねを大切にしています。集団や友だちと一緒に遊ぶ楽しさも感じられるようにしています。5歳児クラスは集団としてのルールや生活環境への理解を深め、仲間の中で活動や生活での様々な経験を重ねながら子ども自身が主体的に取り組むことを大切にしています。日々の活動や取組は掲示板に生活記録として掲示したり、園だよりやクラスだよりで保護者に伝えていきます。保育所児童保育要録や幼保小交流などを通して、就学先の小学校などに子どもの様子や活動を伝えていきます。

第三者評価結果

A9

<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
---	-----------------

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 - ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 - ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>
 現在障害のある子どもの受け入れはありません。配慮が必要な子どもに関しては川崎市中央療育センターの発達相談員を交えた発達相談カンファレンスを行い、「発達相談支援児関係ファイル」で子どもの状況と成長に応じた保育につながるようにしています。職員は外部研修を受け、障がいのある子どもの保育について学んでいます。職員間で共有するための研修報告会を設ける必要性や保護者に向けての適切な情報提供について課題と考えています。また、園は高層ビルの4階にありエレベーターを利用することができます。しかし園内の設計やデザイン上、段差が多い造りになっており、車いす利用など身体的な障害のある子どもの受け入れは難しい状況があります。

- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

全体的な計画に「小学校との連携」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を記載しています。5歳児クラスは就学に向け、午睡をなくしたり、ハンカチやティッシュペーパーを使ったり、マスクを着用したりと準備をしています。園長や副園長が、幼保小連絡会議などから得た小学校生活についての情報を、保護者に懇談会、個人面談、おたよりなどで伝えています。懇談会では就学経験のある保護者から話をしてもらっています。5歳児クラス担任が「保育所児童保育要録」を作成しています。園長・副園長が確認後、就学予定校へ送付しています。小学校とは電話で引き継ぎや確認、情報交換を行っています。しかし、コロナ禍で就学に向けた見通しを持てる機会であった子どもの小学校見学や職員が小学校に向いて学校内を案内してもらうことなどでの連携は難しい現状があります。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
 - b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

健康管理に関するマニュアルがあります。健康状態は毎朝の保護者からの聞き取り、連絡帳、職員の観察で確認しています。健康管理年間計画を作成しています。既往症や予防接種は、入園前に保護者が記入した書類を提出してもらっています。入園後は、毎月身長・体重測定結果の際に渡すすこやか手帳を確認してもらい、必要があれば保護者に追記してもらっています。「重要事項説明書」をもとに、健康に関する方針などを伝えているほか、子どもの健康に関する取組は、園だより、給食だより、健康だよりなどで伝えています。乳幼児突然死症候群の予防策として、呼吸チェックを実施し記録しています。保護者に対して乳幼児突然死症候群に関する情報提供、啓蒙についてさらに丁寧なすることとしています。今後の取り組みが望まれます。

<コメント>

アレルギー疾患について、かかりつけ医の判断にもとづき、対応しています。具体的な対応については川崎市のアレルギー対応マニュアルをもとに行っています。食物アレルギーのある場合は保護者、園長、副園長、看護師、管理栄養士、担任と連携をとり、完全除去食を提供しています。保護者とはアレルギー面談を年2回行っています。除去食配膳時、提供時には職員間でトリプル確認をしています。専用トレイ、専用食器を使用し、クラス内では食事の場所を決めています。そばに職員が付き、誤食予防をしています。アレルギー疾患、食物アレルギーなどの外部研修に職員が参加しています。アレルギー疾患に配慮し、保護者を含め、子どもたちにもお菓子の持ち込みをしないよう伝えています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	b
-----	---------------------------------	---

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- エ 食器の材質や形などに配慮している。
- オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

「楽しく食べる子ども～感謝する心を育てる」を目標に法人内保育所共通の食育計画があります。0歳児は手づかみで食べることから、子どもの発達に合わせた援助をしています。食器の形状も低年齢児と幼児は違い、丁寧に扱わないと割れる陶器を使用しています。少食や苦手なものがある場合は、無理のないように勧めたり、少しでも食べられたらほめています。食育活動として、さつまいも、じゃがいも、大根などを栽培し、米作りでは、収穫後脱穀してからおにぎりを作りました。4歳児クラスは、春雨の調理前と後の形の変化を観察しています。5歳児クラスは、給食献立の世界の料理を地図を見ながら確認し、その国の文化に興味を持てるようにしています。給食だよりで季節の食材や献立のポイントを伝えています。保護者には給食サンプル展示や給食だよりで情報提供をしています。4、5歳児クラスはランチルームを使用していますが、落ち着かない様子が見られることがあるので、さらに楽しい雰囲気作りを検討しています。

<コメント>

0～2歳児クラスは連絡帳で日々各家庭とやり取りをし、家庭での体調や睡眠・食事等の様子を共有しています。幼児クラスでは、保育記録を廊下に掲示し、その日の活動内容や週の予定を、各家庭に伝える様にしています。クラス便りでは、その月のねらいを記入して配布しています。行事前にはそれに向けての取組の様子や当日の演目に対してのお知らせを配布しています。行事後は保護者にアンケートを実施し、保護者の感想や意見、要望を伺っています。意見や要望は来年度への申し送りとして記録しています。ICTシステムを導入していますが、ソフトの仕様に不備があり十分活用出来ていません。導入ICTを再検討する等により、幼児クラスの保護者とのコミュニケーション頻度を上げて連携するとともに、情報交換の内容を必要に応じて記録することが期待されます。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

感染症対策のため玄関前で子どもの受け入れをし、保護者と十分にコミュニケーションが取れない時期もありましたが、送迎時は担任ができるだけ保護者とコミュニケーションをとるように努めています。乳児クラスは連絡帳を活用して保護者からの相談に応じたり、子どもの様子を伝えたりすることができます。幼児クラスでは送迎時に園でのエピソードを伝達したくてもできなかつたり、また保護者の悩みを十分に聞くことができないこともあるため、保護者の表情・態度等に気を付けて対応しています。相談や質問は、内容により即答せずに、他の保育士や園長・副園長に相談してから回答するようにしています。看護師・栄養士等の専門職とも連携して相談に応じています。保護者からの相談は、その場で担任が話を聞くことが多いのですが、日程を決め、相談室で園長が対応するケースもあります。相談内容は記録しています。

- ☑ ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- ☑ イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ☑ ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- ☑ エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- ☑ オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- ☑ カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

職員は毎月、各年齢クラスで振り返りを行った後、乳児会議・幼児会議を行い、内容を共有することで職員間の学び合いや意識の向上につなげています。会議には園長も毎月参加し、子どもたちが主体的に遊びを選び、意欲的に活動出来る保育の実施に向けて話し合い、一人ひとりの子どもの遊びの姿や、育ちを把握するようにしています。職員は自己評価を行うことで自身の改善点に気づき、研修を受講するなど専門性の向上に取り組んでいます。職員一人ひとりの自己評価から園全体の課題が明確になり、園の保育の質の向上に向けての取組につながるよう努めています。